

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月11日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中 富 一 郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目 4 番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目 2 番 2 号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼社長室長 中 塚 琢 磨
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,602,270,000円 オーバーアロットメントによる売出し 250,790,000円

（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年10月1日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、引受人に対して当社の指定する販売先への販売を要請することを決定したことにより、関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5 親引け先への販売について」を追加記載するため、さらに、平成25年10月11日に臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
- (2) 募集の条件

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内における募集及び売出しの対象について
- 3 ロックアップについて
- 5 親引け先への販売について

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	5,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

< 中略 >

6. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	5,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

< 中略 >

6. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

7. 当社は、後記「3 株式の引受け」に記載の引受人に対し、協力関係の強化のため、信越化学工業株式会社を当社の指定する販売先（親引け先）として、国内一般募集における発行株式のうち、2,600株を販売することを要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

2【株式募集の方法及び条件】

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	1株	平成25年10月24日(木) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年10月30日(水) (注)3.

<中略>

5. 国内一般募集は、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家(金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除く。以下同じ。)を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

<後略>

(訂正後)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	1株	平成25年10月24日(木) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年10月30日(水) (注)3.

<中略>

5. 国内一般募集は、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家(金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除く。以下同じ。)及び(協力関係の強化のため)当社の指定する販売先を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内における募集及び売出しの対象について

(訂正前)

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

(訂正後)

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家及び(国内一般募集については、協力関係の強化のため)当社の指定する販売先を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

3 ロックアップについて

(訂正前)

国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、当社はグローバル・コーディネーターに対し、当該募集及び売出しに関する引受契約の締結日に始まり当該募集及び売出しに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集及び海外売出し、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

また、国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合並びに当社代表取締役社長CEOはグローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の譲渡、移転又は処分等を原則として行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(訂正後)

国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、当社はグローバル・コーディネーターに対し、当該募集及び売出しに関する引受契約の締結日に始まり当該募集及び売出しに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集及び海外売出し、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

また、国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合並びに当社代表取締役社長CEOはグローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の譲渡、移転又は処分等を原則として行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先である信越化学工業株式会社は、グローバル・コーディネーターに対し、当社普通株式について、ロックアップ期間中、継続して所有する旨の書面を差入れる予定であります。

（訂正前）
記載なし

（訂正後）

5 親引け先への販売について

1 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	信越化学工業株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第136期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月28日関東財務局長に提出 四半期報告書 第137期第1四半期 （自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月13日関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	当社が保有している親引け先の株式の数(平成25年9月30日現在) - 株 親引け先が保有している当社の株式の数(平成25年9月30日現在) 24,000株
	人事関係	当社と親引け先の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と親引け先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	当社と親引け先は、高品質かつ合理的なコストのポリマーを開発することによって相互の事業に寄与することを目的に共同研究契約を締結し、共同研究を行っております。
c. 親引け先の選定理由		協力関係の強化のためであります。
d. 親引けしようとする株券等の数		当社普通株式 2,600株
e. 株券等の保有方針		親引け先は、当社との協力関係に基づく事業上の相乗効果を最大にすることを目的として中長期的に保有する方針であります。
f. 払込みに要する資金等の状況		親引け先の第137期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）四半期報告書に基づき経営成績及び財政状態について確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。
g. 親引け先の実態		親引け先は上場会社であり、その社会的信用性は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。 また、親引け先は、ホームページ上にコーポレートガバナンス報告書を掲載し、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めること及び反社会的勢力排除に向けた社内体制整備を行っていること等を宣言しており、親引け先が反社会的勢力等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

2 株券等の譲渡制限

親引け先である信越化学工業株式会社のロックアップについては、前記「3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 販売条件に関する事項

親引け先への販売価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格と同一となります。

4 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	国内一般募集、海外募集及び海外売出し並びに本件第三者割当増資後の所有株式数(株)	国内一般募集、海外募集及び海外売出し並びに本件第三者割当増資後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	39,137	10.74	31,437	7.78
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	24,000	6.59	26,600	6.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	21,247	5.83	21,247	5.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,557	3.17	11,557	2.86
中富一郎	東京都渋谷区	11,250	3.09	11,250	2.78
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号	11,000	3.02	11,000	2.72
CYNTEC CO., LTD.	BEAUFORTH HOUSE, PO BOX438, ROADTOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS	6,232	1.71	6,232	1.54
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	6,025	1.65	6,025	1.49
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	5,611	1.54	5,611	1.39
岡野光夫	千葉県市川市	2,882	0.79	2,882	0.71
計	-	138,941	38.13	133,841	33.11

- (注) 1. 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年9月30日現在のものです。
2. 国内一般募集、海外募集及び海外売出し並びに本件第三者割当増資後の所有株式数は、ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合及び信越化学工業株式会社については、平成25年9月30日現在の所有株式数に海外売出し及び親引け分を勘案した場合の数であり、それ以外の株主については平成25年9月30日現在の数であります。
3. 国内一般募集、海外募集及び海外売出し並びに本件第三者割当増資後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式総数に国内一般募集及び海外募集並びに本件第三者割当増資を勘案した場合の割合であります。
4. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

6 その他参考になる事項

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年10月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年10月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月30日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年10月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月7日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月30日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年10月7日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

6【訂正報告書】

訂正報告書（5の臨時報告書の訂正報告書）を平成25年10月11日に関東財務局長に提出